

# ケアプランセンターゆうすい運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人遊佐厚生会が開設するケアプランセンターゆうすい（以下「事業所」という。）が行う、居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め居宅介護支援を利用者に対し、適正に提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、介護サービスを受けようとする利用者の希望、心身の状態等を考慮し、在宅又は施設のサービスが利用できるよう、適切な居宅サービス計画を作成すると共に、市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行い総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ケアプランセンター ゆうすい
- (2) 所在地 山形県飽海郡遊佐町遊佐字木ノ下2番地

(職員の職種・員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 所長 1名（常勤兼務）  
所長は、事業所の職員の管理及び業務の管理を総括する。
- (2) 管理者 1名（常勤兼務）  
管理者は、主任介護専門員である必要があり、他の介護支援専門員に対する助言・指導を行う。
- (3) 介護支援専門員 6名（常勤専従）  
要介護者等からの依頼を受け居宅サービス計画を作成すると共に、関係事業所との連絡調整を行う。
- (4) 事務員 3名（常勤兼務）  
必要な事務を行う。

(営業日及び時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。  
\* 祝・祭日・お盆（3日間）・年末（12月29日、30日、31日）  
年始（1月2日、3日）は休み
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとし、24時間常時連絡可能な体制とする。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、遊佐町の区域とする。

(居宅介護支援事業の提供方法、内容及び利用料等)

第7条 事業の提供方法及び内容は次のとおりとする。また、事業を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用者からの利用料の支払いは受けないものとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所は、事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする。
- (2) 使用する課題分析票の種類は、厚生労働省の定める課題分析標準項目を網羅した様式を使用する。
- (3) サービス担当者会議の開催場所は、事業者内その他必要と認められる場所において開催する。
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度は、月1回以上必要に応じて訪問するものとする。

2 通常の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、実施地域を超えた地点から1kmあたり100円を乗じた額とする。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(苦情処理)

第8条 事業所は、自ら提供した居宅介護支援又は自ら居宅サービス計画に位置づけしたサービス等に対する利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するものとする。

(利用者の権利擁護のための措置)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する取組
  - ①虐待防止委員会の設置
  - ②専任の虐待防止担当者の設置
  - ③委員会を定期的に開催、検討結果を職員に周知
  - ④虐待防止のための指針を策定
  - ⑤虐待防止の職員研修を定期的に実施
- (2) 身体拘束等の適正化に関する取組
  - ①身体拘束等適正化委員会の設置
  - ②専任の身体拘束等適正化担当者の選定
  - ③身体拘束等適正化の指針を策定
  - ④委員会を定期的に開催、検討結果を職員に周知
  - ⑤身体拘束等の適正化のための職員研修を定期的に実施

(ハラスメントへの対応)

第9条の1 事業所は、ハラスメントへの対応として次のような措置を講ずるものとする。

- (1)ハラスメント対策の指針を策定
- (2)職員からの報告・相談窓口を設置し、職員に周知
- (3)発生、または発生の疑いがある場合は事実確認を行い、検討の場を設置し、事業所として具体的な対応について明示。
- (4)ハラスメント防止対策として、定期的に職員研修を実施。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、県、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害・業務継続計画の策定等)

第10条の1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(サービス担当者会議の開催)

第11条 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案の内容について居宅サービス等の担当者から、専門的な意見を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、研修の機会を確保することとする。

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らしてはならない。

3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項について、管理者が社会福祉法人遊佐厚生会理事長の承認を得て別に定めることができる。

附 則 (平成25年度規程第16号)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する

2 「ケアプランセンターゆうすい運営規程(平成25年度規程第3号)」は、平成26年3月31日をもって廃止する。

附 則 (平成27年度規程第10号)

この規程は、平成27年9月1日から施行する

附 則 (令和3年度規程第3号)

この規程は、令和3年7月1日から施行する

附 則（令和3年度規程第21号）

この規程は、令和3年11月1日から施行する

附 則（令和6年度規程第11号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する